

(シリーズ4)

## 介護施設についての知識

平成30年11月 社会福祉士A

在宅介護が、困難な場合は、介護施設を利用することになります。

介護施設には、下記のような多くの種類がありますので、被介護者・ご家族さんでよく話し合われた上で介護支援専門員（ケアマネ）等と相談し決定下さい。

尚、決定までには、必ず、下見や体験入居をされる事をお勧めします。

| 施設名                | 運営 | 介護度        | 特徴  |
|--------------------|----|------------|---|
| サービス付き高齢者住宅        | 民間 | 自立～軽度の要介護  | 生活支援中心の各種サービスが受けられる賃貸住宅。介護度が高くなると過ごせない場合もある。        |
| グループホーム            | 民間 | 要支援～要介護    | 軽介護度の人を中心。認知症の症状で生活しにくい方がスタッフの介護を受けてグループで共同生活する施設。  |
| 軽費老人ホーム<br>(ケアホーム) | 公的 | 自立～要支援     | 独立して在宅生活が困難な方向けに自治体の助成により低費用で利用できる介護施設。             |
| 養護老人ホーム            | 公的 | 軽介護        | 生活保護・低所得などで生活困難な高齢者向けの介護施設。                         |
| 介護療養型医療施設          | 公的 | 要介護        | 病院での治療後も引き続き療養が必要な疾患のある重度の要介護の方が手厚い医療ケアを受けることが出来る施設 |
| 介護老人保健施設<br>(老健施設) | 公的 | 要介護        | 在宅復帰を目標にリハビリを行う施設。入居期間は3か月以内。                       |
| 特別養護老人ホーム          | 公的 | 要介護<br>3以上 | 介護度が高く在宅介護が困難な人向け。終身利用可で、費用も安い待機者が多い。               |
| 介護付き有料老人ホーム        | 民間 | 自立～要介護     | 認知症の方まで幅広く受け入れる介護保険の指定を受けた老人ホームで、介護サービスを受けられる。      |

|            |    |            |  |
|------------|----|------------|--|
| 住宅型有料老人ホーム | 民間 | 自立～<br>要支援 | 生活支援主体で、介護は外部サービスを利用し、高齢者が便利に過ごすことが出来る老人ホーム。       |
| 健康型有料老人ホーム | 民間 | 自立～<br>要支援 | ある程度自立が出来ている人向き。生活支援中心でバリアフリーなどを備え老後を楽しく暮らせる老人ホーム。 |

その他にも自立から要支援程度の高齢者が安全に住みやすい様に作られた高齢者向けの賃貸・分譲住宅も有ります。(ご参考まで)

**1. 高齢者専用賃貸住宅**

入居者を高齢者に限定した賃貸住宅。

**2. 高齢者向け優良賃貸住宅**

バリアフリー化や緊急時サービスが充実した高齢者に配慮した賃貸住宅。

**3. シニア向け分譲マンション**

バリアフリーや各種サービスを完備した分譲住宅。

尚、上記の介護施設や住宅へ入居される場合は、契約の運びとなりますが、その際、必ず「重要事項説明書」などにより入居・退去の条件や費用などの説明が有りますのでその内容をしっかりと被介護者だけでなくご家族等と一緒に確認・納得した上で、契約することが肝要です。

以 上